

枝環生第137号  
令和7年1月20日

北海道知事 鈴木直道様

枝幸町長 村上守継

枝幸ウインドファーム（仮称）環境影響評価方法書に係る環境保全の見地からの意見の提出について

令和7年1月7日付環境第960号で照会のあった標記について、次のとおり回答します。

## 記

### 1. 総括的事項

本事業は、枝幸町歌登中央及び歌登東歌登の丘陵地約653haを対象事業実施区域とし、総数で最大10基の風力発電機（全高最大約198m、ロータ直径最大約136m）を設置、最大出力43,000kwとなる風力発電所を設置する大規模な計画であり、環境保全の見地から影響を受ける地域住民の理解と協力が必要不可欠となる。

事業の実施にあたっては、環境アセスメントについての周知徹底を図り、地域住民の不安解消に向け必要に応じて説明を行う等、可能な限り配慮すること。

また、環境影響評価法に基づく適切な調査を実施し、十分な調査結果を基に本事業の位置及び規模、風力発電機の配置場所及び構造に反映させ、地域住民の生活環境や景観資源、生態系の保全等に最善の措置を講じること。

### 2. 個別的事項

#### ① 騒音及び超低周波音・振動・風車の影について

・騒音や超低周波音及び振動、風車の影の影響範囲を適切な方法により調査及び予測し、施設及び住民からの距離を十分に確保し、住民の不安や懸念を丁寧に解消することにより、生活環境の保全に必要な対策を講じること。

#### ② 動物・植物及び生態系について

・対象事業実施区域及びその周囲は主に小起伏山地及び大起伏丘陵地で、植生林や自然林が多くを占め、その周囲に二次林や管理草地在り分布しており、オオワシやオジロワシなどの希少鳥類の生息地域となっている。

動植物の生息状況及び生態系の保全にあたっては、現地調査等により生息状況等を不足なく的確に把握し、近傍の鳥獣保護区や渡り鳥、重要な種及び注目すべき生息地、生育地、行動圏への影響が生じることのないよう、万全の措置を行うこと。

#### ③ 景観の配慮について

・観光施設等の眺望点からの景観については、モニタージュ等の活用により視認的に分かり易い資料の作成に努め、地域住民等への丁寧な周知・説明を行うとともに、影響が最小限となるよう十分に配慮すること。

④ 電波障害について

・風力発電機の設置による電波障害の影響に係る調査及び評価を行い、電波障害が発生した場合の措置と併せて準備書への記載を行うこと。

⑤ 水質について

・風力発電事業や工事及び管理道路からの河川や海への土砂流入あるいは森林減少による濁り等の水質変化、河川水位など適切な地点及び時期を設定し、調査・予測を行うこと。

⑥ 地域への配慮について

・本事業における実施予定区域の周辺には酪農業を営んでいる農家が点在しており、搾乳時の乳牛等への影響等を懸念する声も聞かれることから、関係機関や専門家からの助言により想定される様々な影響についての調査を実施し、適切な対応を行うこと。

⑦ 意見・要望等に対する対応について

・方法書に係る説明会後に提出された環境保全の見地からの住民等意見や、説明会時に住民等から要望として挙げられた事項については、専門的な意見等も一部見受けられたが、大半は大型の風力発電機の設置による自然環境や生活への漠然とした不安から、事業者に対し説明を求めるものである。

本事業を推進する過程において、今後もこうした意見や要望は数多く寄せられるものと推測されることから、事業者におかれては、環境アセスに基づく回答を基本としつつも、住民不安を解消するための丁寧で分かり易い説明により、一定の住民理解のもとで円滑な事業の推進に努めていただきたい。

(町民課環境生活係)

環境生活課環境向環境政策課

- 7.1.20 收受

第 593 号